

財務省第12入札等監視委員会
令和5年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和5年12月19日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委 員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年7月1日(土) ~ 令和5年9月30日(土)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 長崎税務署及び島原税務署カーペット改修工事一式 契約相手方 : 株式会社永池福岡支社 (法人番号 2300001000578) 契約金額 : 19,360,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年9月28日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 日の出住宅外7住宅維持管理業務一式 契約相手方 : 総合システム管理株式会社 (法人番号 4290001014231) 契約金額 : 28,723,200円(税込) 契約締結日 : 令和5年9月4日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 埠頭監視カメラシステムの賃貸借及び保守一式 契約相手方 : 三菱重工業マシナリーテクノロジー株式会社 (法人番号5240001001530) 契約金額 : 225,287,810円 契約締結日 : 令和5年8月31日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 長崎税関大型監視艇基本設計業務等委託 契約相手方 : 竹内高速艇研究所 (法人番号—) 契約金額 : 3,817,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年8月29日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(物品役務等)	-件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : 日の出住宅外7住宅維持管理業務一式 契約相手方 : 総合システム管理株式会社 (法人番号 4290001014231) 契約金額 : 28,723,200円(税込) 契約締結日 : 令和5年9月4日 担当部局 : 福岡財務支局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 日の出住宅外7住宅維持管理業務一式 契約相手方 : 総合システム管理株式会社 (法人番号 4290001014231) 契約金額 : 28,723,200円(税込) 契約締結日 : 令和5年9月4日 担当部局 : 福岡財務支局	
1者応札かつ高落札率であり、予定価格の積算が適切であったか。また、本件落札業者は他の住宅維持管理業務も落札しているため、競争性が働いているか検証する必要がある。	
競争参加資格として、「平成25年度以降に発注対象業務と同様の共同住宅等(400戸程度)の住宅の維持管理業務実績を1年以上有する者」(以下、「実績業者」という。)としているが、この条件を付した理由は何か。また、この条件を満たす業者は何社あるか。	本業務は、単に住居提供だけでなく、契約当初から入退去管理、修繕業務の調整等を滞りなく行うことが請負業者に求められる。このため、未経験者では即座に対応することが困難であり、実績業者でなければ対応できないと考え、この条件を付した。なお、条件を満たす業者数は把握していない。
前回の入札(令和元年度)では、佐賀・武雄地区と唐津地区の住宅を分けて業務委託しているが、今回、佐賀県内の住宅をまとめて業務委託したのは何故か。	佐賀県内の住宅をまとめて業務委託した方が、佐賀県内の業者が参加しやすいと考えたためである。
1者応札となった理由をどのように考えるか。	実績業者が限られる中、そのような実績業者に対して声掛け等行わなかったため、前回契約相手方である総合システム管理しか参加しなかった。 また、前回は競争参加資格等級をB及びC等級としていたが、今回は佐賀県内の住宅をまとめたことに伴い予定価格が上がったため、A及びB等級とした。このため、C等級業者が参加できなかったことも要因として考えられる。
前回の住宅維持管理業務の入札結果はどのようになっているのか。	当局管内全7件のうち4件を総合システム管理と契約している。
本件以外の住宅維持管理業務においても、ほとんどが1者応札であり、かつ総合システム管理との契約が多いが、何故このような状況になったのか。	本業務は当局の事務所・出張所毎に入札を行っているが、各所において、実績業者に対して声掛け等行わなかったため、ほとんどの入札で前回契約相手方しか参加しなかった。
競争性を確保するためにどのような対応が考えられるか。	本業務は他の財務局でも発注しているため、他局の契約業者へ声掛けを行いたい。また、競争参加資格等級をC等級まで拡大することも検討したい。
前回から予定価格が上がった理由は何か。	本件の場合、佐賀県内の宿舍をまとめたという特殊要因があるが、業務内容等に変更はなく、基本的には人件費の上昇によるものである。
合同宿舍の1室を管理人に貸与し、勤務時間中常駐させているが、常駐する必要があるのか。	入居者からの申出、特にガスや水漏れなどの修繕の申出に対しては速やかに現場を確認しなければならないことから、常駐する必要がある。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 埠頭監視カメラシステムの賃貸 借及び保守一式 契約相手方 : 三菱重工業マシナリーテクノロジー 株式会社 (法人番号 5240001001530) 契約金額 : 225,287,810円 契約締結日 : 令和5年8月31日 担当部局 : 門司税関	
低落札率であるため、予定価格の算出が適正であったか、また、低落札率となった原因、さらに令和3年度第2回の委員会において類似案件を審議しており、その後の対応が適切であったかについても検証する必要がある。	
予定価格の積算が適正であったか。	予定価格算出は、公表された積算資料を基に積算する一方で契約実績のある社から聴き取りした項目も多いが、聴き取りなしに予定価格を積算することは困難であり、当該算出方法は、妥当性があり適当であると考えている。
低落札率に関して、入札金額が事前に取得した参考見積より低額になった原因等は何が考えられるか。	参考見積を聴取した社以外にもう1社別の入札参加者がおり、競争性が働いた結果、当初の参考見積から大幅に値引きがなされたと考えている。
以前、同様の案件について委員会で審議した結果における対応状況は。	令和3年度の入札等監視委員会において「今後は、他の応札者からも価格聴取を行うこととしたい」と回答したが、価格聴取相手方から「対応困難」と断られたため、1者のみの参考見積書の取得となった。
予定価格と実際の落札価格に相当な乖離があることについての見解は。	適正な予定価格積算に努めたが、結果として低落札率となっている。 なお、今年度は門司税関以外の複数の税関でも埠頭監視カメラシステムの入札が行われており、その結果が本件の落札価格に影響を及ぼした可能性があると考えている。
伊万里税関支署の更新前のシステムは、配備から何年経過したか。また、更新により主な機能はどのように変わったか。	伊万里支署のシステムは平成26年2月に配備しており、間もなく10年となる。 主な変更点は、高感度カメラ及びスポットカメラの設置台数変更である。
今回応札者となっている2者以外は応札が困難なのか。	高感度カメラがなければ、より多くの者の応札が見込めると考える。
本件仕様書には随時保守対応は含まれないが、障害の発生は月にどのくらいの頻度で発生しているか。	当関に配備している埠頭監視カメラシステム全体であれば、月に数件は故障が発生している認識である。 なお、契約には随時保守の対応窓口(ヘルプデスク)に必要な経費は含んでいる。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 長崎税関大型監視艇基本設計業務等委託 契約相手方 : 竹内高速艇研究所 (法人番号ー) 契約金額 : 3,817,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年8月29日 担当部局 : 長崎税関	
低落札率であるため、予定価格の算出が適正であったか、また低落札率となった原因について検証する必要がある。	
予定価格と落札額に乖離があることについての見解はあるか。	竹内高速艇研究所は個人事務所であるため経費を相当抑えられたのではないかと。他者の応札額をみても予定価格が高かったとは考えていない。
参考見積りを取得した2者の選定理由は何か。	1者は令和3年度に他の税関で契約実績があったため、依頼したもの。もう1者は営業のため当関に来訪があったため依頼したものである。
ネット上では「株式会社 竹内高速艇研究所」となっているが、個人事業主として応札、契約しているのはなぜか。	資格審査結果通知書は株式会社になっておらず、当方も承知していなかった。本年4月に入札参加資格の申請と、法人申請手続きを同時に行ったため、個人事業主として入札参加資格を取得し、その名義をもって応札、契約したものである。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 :長崎税務署及び島原税務署カーペット改修工事一式 契約相手方 :株式会社永池福岡支社 (法人番号 2300001000578) 契約金額 :19,360,000円(税込) 契約締結日 :令和5年9月28日 担当部局 :福岡国税局	
複数者応札であるが高落札率でもあるため、予定価格の算出が適正であったか、競争性が働いているかを検証する必要がある。	
予定価格の積算(単価設定等)は、どのような資料・根拠に基づいて行ったのか。	直接工事費は、建設物価調査会発行の建設物価、国交省が決定する公共工事設計労務単価のほか、設計業者作成の積算資料などに基づいて算出している。また、共通費については、国交省が定める公共建築工事共通費積算基準のほか、設計業者の意見を参考に、前年度の入札実績を踏まえて算出している。
同じ業者が「伊万里税務署カーペット改修工事一式」も落札しており、そちらも応札者4社と複数者だが、落札率72.9%となっている。同種の工事内容だと思われるが、落札率に差異が生じた原因等は何か(予定価格の設定方法等に違いがあるのか)。	予定価格の設定方法に違いはない。落札率に差異が生じた原因について、人件費、宿泊費及び移動費用などが要因になったと考えられる。人件費については、現在、内装業者の需要が高く、その手配が難しくなっていること、また、本件は伊万里税務署と比べ、施工面積が約6倍と、短期間に多くの職人の手配を要したため、単価が上がったようである。また、宿泊費及び移動費用については、福岡県内の業者からは現場の長崎県が遠隔地であり、これらの費用が必要になったようである。
「不参加」、「辞退」が発生した経緯・理由等は何が考えられるのか。	3社について説明する。1社目は、参加申込後、入札を行うことなく辞退に至っていることから、工事内容を仕様書で確認した後、他の受注予定工事との兼ね合いなどの理由によって入札を行わない判断をしたものと考えられる。2社目は、2回目の開札後、その時点における最低入札価格と自社の入札価格が乖離していたことから、落札を断念したのと考えられる。3社目は、3回目の入札において、入札を行う意思がなく、不参加となったものである。
落札者の工事費内訳書には電気設備工事が含まれているが、工事内容の認識に不一致はないか。	落札者の工事費内訳書に記載の電気設備工事の内容は、什器・備品の仮撤去再設置を行う前の配線の整理作業である。当該作業は、予定価格において、建築工事の家具仮撤去再設置作業の単価に適正に織り込んでおり、工事内容の不一致はない。電気設備工事として積算するか、建築工事として積算するかの違いであると認識している。
競争参加資格の設定において、内装仕上工事はA若しくはB等級、建築一式工事はD等級としており、等級に開きがあるのはなぜか。	等級は基本的に予定価格に対応しているが、対応する予定価格の価格帯は、工事の種類によって大きく異なっている。具体的には、内装仕上工事では、1,500万円以上の予定価格であれば全てA等級に該当する一方で、建築一式工事では、6,000万円未満の予定価格であれば全てD等級に該当する。
辞退した業者に理由の確認を行ったか。	本件においては行っていない。

当初入札において、業者の入札価格に積算誤りがあったとのことだが、仕様書が分かりにくかったなど、積算誤りにつながる要因があったのか。

業者に確認したところ、各フロアの施工面積を算出した後、集計する際に特定のフロアの面積を加算し忘れてしまったという単純なミスが原因とのことであった。なお、施工面積は仕様書から容易に算出できる。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 業務エリアの見直しに伴い、C等級業者が除外されたため、一者応札になったことは理解できた。 しかしながら、入札参加可能業者は少ないと思われることから、競争参加資格の見直しを検討するとともに、入札参加可能業者への積極的な声掛けが必要と考える。	
(第2事案について) 賃貸借契約を低額で契約し、随時保守で利益を上げる形式となっていないかなど、契約方法を含めて検証が必要ではないか。	
(第3事案について) 契約相手の確認が不十分であったのではないかと。契約手続きに疑義がある。個人事業主として参加して個人事業主として契約したのか、法人として参加して法人として契約したのかを確認し、必要があれば契約の見直し、修正を求めたい。	(後日契約相手方に確認したところ、個人事業主として契約したとのことであり、契約書の修正等を行わないこととした。)
(第4事案について) 高落札率になった事情は理解できたが、複数の税務署の工事を一件にまとめて入札を行ったことが、入札参加者の減少と特定業者に落札が集中する原因になったと思われる。複数の税務署の工事をまとめて入札を行った方がスケールメリットを生み出せるという面もあるだろうが、今後、税務署ごとに入札を行うことを検討されたい。	